

**令和6年度 鳥取県会計年度任用職員
(犯罪被害者総合サポートセンター事務員(中部事務所・西部事務所))
採用試験募集案内**

◆鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (鳥取県庁本庁舎7階)
電話 (0857)26-7593 ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和6年2月14日(水)～令和6年2月26日(月) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和6年2月26日(月)17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが確認できるもの)に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:15にくらしの安心推進課で受け付けます。土・日曜日及び祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	令和6年2月29日(木) 午後1時30分から ※試験開始時刻 受験者に別途お知らせします。
試験会場	鳥取県庁本庁舎地下1階 第6会議室
試験結果発表日	令和6年3月4日(月) (予定)

◆試験に関する変更等については、くらしの安心推進課ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi/>

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	勤 務 場 所
会計年度任用職員(事務員)	1名	中部地区における犯罪被害者のサポート業務 (1) 被害者からの相談受付 (2) 被害者への付添支援等(転居、就労準備、裁判手続の支援に係る不動産業者、ハローワーク、裁判所等への付添支援等を含む。) (3) 管内の被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとの協働、調整 (4) 被害者支援の理解促進の啓発の実施補助 等	犯罪被害者総合サポートセンター中部事務所(鳥取県中部総合事務所内)
会計年度任用職員(事務員)	1名	西部地区における犯罪被害者のサポート業務 (1) 被害者からの相談受付 (2) 被害者への付添支援等(転居、就労準備、裁判手続の支援に係る不動産業者、ハローワーク、裁判所等への付添支援等を含む。) (3) 管内の被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとの協働、調整 (4) 被害者支援の理解促進の啓発の実施補助 等	犯罪被害者総合サポートセンター西部事務所(米子コンベンションセンター内)

<求める人材>

- ・市町村等の行政機関、司法機関、医療機関、民間支援団体等の被害者支援に関係する機関と連携、協力して、被害者支援に従事することができること。
- ・パソコン(ワード・エクセル)を使用できること。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
次のいずれにも該当する者であること。
 - ・県、警察、市町村、国等の行政機関、民間の保険会社等において、犯罪、事故、児童虐待、DV等の被害者やその家族又は遺族などからの相談を受け、支援を行った経験を有すること。
 - ・普通自動車の運転免許を有すること。

- (3) 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	150点	・作文による筆記試験 ・犯罪被害者等からの相談を受け、支援を行う際に気を付けていたこと、犯罪被害者支援を行う上で必要と考えていることなどについて、指定時間内（60分）に記述していただきます。
面接試験	300点	個別面接による口述試験

5 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（予定）

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、採用された日から5年を超えない範囲内において任用期間が更新されることがあります。（再度の任用4回まで）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○給料 給料月額 196,200円～217,800円 ※採用前の職務歴によって決定されます。 ※県一般職の給料月額の設定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100) ※県一般職の期末勤勉手当の設定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給します ※その他時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。 制度改正があった場合はそれによります。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩60分） ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を添付すること。
申込先	鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（鳥取県庁本庁舎7階） 〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県庁くらしの安心推進課 電話(0857)26-7593 ※郵送による場合、封筒の表に「鳥取県会計年度任用職員（事務員）応募書類在中」と朱書きしてください。
注意事項	1 受験資格がない場合や申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用予定者に採用手続等を伝えるためお電話いたしますので、携帯電話がある場合は必ずその番号を記入してください。 3 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 4 提出書類は返却しません。
受験票の交付	受験票はお送りしません。試験当日は受付時間内に試験会場にお越しください。

8 合格者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。（ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。）

9 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の可否、総合得点、順位	合格発表日から1か月	鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（県庁本庁舎7階）

11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始10分前までに試験会場に会場受付を終えてください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。
- 受験の際は、筆記具を持参してください。
- 鳥取県庁は、敷地内も含めて全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続、配属先の決定以外には利用しません。

《試験会場案内図》

